

バッテリー指令 2006/66/EC の概要

株式会社 e・オータマ 佐藤智典

2022 年 12 月 2 日

目次

1	概要	
2	バッテリー指令の目的	
3	適用範囲	
3.1	除外
4	要求事項	
4.1	有害な物質の使用の制限
4.2	使用済みバッテリーの回収とリサイクル
4.2.1	回収スキーム
4.2.2	機器に組み込まれたバッテリーの取り外し
4.2.3	処理
4.3	費用負担
4.4	登録
4.5	表示
4.6	ユーザーへの情報
5	用語	
5.1	事業者
5.1.1	プロデューサ
5.1.2	ディストリビュータ
5.2	バッテリーの種類
5.2.1	ポータブル・バッテリー
5.2.2	自動車用バッテリー
5.2.3	産業用バッテリー
6	補足	
6.1	二次規則
6.2	バッテリー指令の見直し
6.3	EU 外の製造業者の対応
7	参考資料	

1 概要

1 EU 加盟国の市場にバッテリーを出す場合、他の一
 1 連の規則とともに、バッテリー指令 2006/66/EC^[1] に
 2 基づく各加盟国の要求にも従うことが必要となる。
 2 この要求は、バッテリーそのものを供給する場合の
 2 みでなく、バッテリーが組み込まれた電気/電子機器
 2 や車両を供給する場合にも適用される。
 2 本稿では、このバッテリー指令 2006/66/EC^[1] の概
 2 要を述べる。

6 なお、本稿はバッテリー指令の内容全てをカバーす
 6 るものではなく、また正確であるとも限らない。ま
 6 た、本稿は各国での具体的な状況には全く触れてい
 6 ない。正確な情報は指令そのもの^[1] やその解説^[2]、
 6 各加盟国の規則などを参照されたい。

2 バッテリー指令の目的

7 バッテリー指令は、バッテリーの、またバッテリーのラ
 7 イフ・サイクルに関する全ての事業者の環境性能
 8 の向上^{†1}を目的としたもので、バッテリーでの特定の
 8 有害物質の使用の制限、また使用済みのバッテリーの
 8 適切な回収とリサイクルに関連する要求を中心とし
 8 たものとなる。

この指令は欧州共同体全域で適用される共通の枠
 組みや目標などを定めるが、WEEE (廃電気・電子
 機器) 指令 2012/19/EU^{[3][5]} と同様、その具体化は
 各加盟国で行なわれ、また事業者の登録も国毎に行
 なわれるため、バッテリーを市場に出すそれぞれの国
 毎に対応を行なうことが必要となる。



^{†1} バッテリーは多くの金属を含み、使用済みのバッテリーからの
 金属のリサイクルは鉱石の採掘/精錬よりも少ないエネルギー消
 費で行なえるので、使用済みのバッテリーのリサイクルは省資源
 と省エネルギーに寄与する。また、バッテリーには有害な物質 (一
 部の重金属のように極めて有害なものを含む) が含まれており、
 使用済みのバッテリーの焼却や埋設は環境汚染 (大気、土壌、水の
 汚染) の原因となるため、環境保護の観点から、有害な物質の使
 用の削減、また使用済みのバッテリーの適切なリサイクルが求め
 られる。

3 適用範囲

バッテリー指令 2006/66/EC^[1] は、その形状、体積、質量、組成、あるいは用途に関わらず、全ての種類のバッテリーに適用される。

ここで言うバッテリー^[2]は、化学エネルギーの直接の変換による電気エネルギーの発生源で、1つ以上の一次バッテリー・セル (充電できないもの) か1つ以上の二次バッテリー・セル (充電可能なもの) を含むものを意味する。

この対象には、乾電池やボタン電池のような小形の一次電池や二次電池から、携帯電話、ノート型コンピュータ、電動工具、電動自転車などで用いられるようなバッテリー・パック、自動車用の鉛蓄電池、さらには電気自動車や大規模な蓄電システムで用いられるバッテリーのようなものまでのあらゆる種類のバッテリーが含まれる。

さらに、バッテリーそのものとして流通するもののみでなく、ごく小形のバッテリーを含めて、機器や車両に組み込まれたバッテリーも対象となる。

このため、バッテリーが組み込まれた、あるいはバッテリーが添付された機器や車両を EU 加盟国に輸入する場合、通常はその機器や車両を輸入する者がこの指令の上でのプロデューサーとしての責任を負うことになる (§5.1.1, §6.3)。^[3]

3.1 除外

以下のいずれかに該当するもので使用するためのバッテリーはバッテリー指令の対象から除外される:

- 軍需の目的で特に設計されていないものを除く、加盟国の安全保障上の基本的な利益の保護、武器、弾薬、軍需資材に関する機器;
- 宇宙に送るために設計された機器。

^[2] 原文では “battery or accumulator” となっている。

^[3] 例えば乾電池が添付された機器を EU 外から輸入した場合、その輸入を行なった者がバッテリーのプロデューサーとしての登録や所定の費用負担を行なったかどうかに関わらず、使用済みとなった乾電池は EU 内で購入したものと同様に回収ポイントに持ち込まれ、合同の回収/リサイクル・スキームで処理されることになるかも知れない。このような場合、その乾電池の回収とリサイクルは EU 内で市販された (プロデューサーが回収/リサイクル費用を負担している) もと同様に適正に行なわれようであるが、そのコストを負担せずに利益のみを享受させる (ただ乗りさせる) ことは適当ではない。

太陽電池はバッテリーの定義に該当せず、対象とされない。また、燃料電池やコンデンサ (スーパー・キャパシタ^[4]などを含む) も対象とされない。^[2]

4 要求事項

4.1 有害な物質の使用の制限

- 全てのバッテリーは 0.0005 重量% を超える水銀を含んではならない。^[5]
- ポータブル・バッテリーは 0.002 重量% を超えるカドミウムを含んではならない。
但し、この制限は以下の用途のポータブル・バッテリーには適用しない:^[6]
 - 非常照明を含む、非常用、及び警報システム;
 - 医用機器。

4.2 使用済みバッテリーの回収とリサイクル

4.2.1 回収スキーム

4.2.1.1 ポータブル・バッテリー

各加盟国は使用済みのポータブル・バッテリーの回収スキームを用意し、

- エンド・ユーザーがポータブル・バッテリーを近くのアクセス可能な回収ポイントに排出できるようにする;
- 代替の既存のスキームが少なくとも同程度に有効であることがアセスメントで示された場合を除き、ディストリビューターがポータブル・バッテリーの供給に際して使用済みのバッテリーを無料で引き取るようにする;
- 使用済みのバッテリーの排出に際してエンド・ユーザーにいかなる料金も負担させても、また新しいバッテリーを購入する義務を課してもならない;
- これは WEEE 指令^{[3][5]}に基づくスキームと統合して運用しても良い。



図 1: 回収ポイントの例 — 街路などに設置されたバッテリー回収コンテナ

これらの条件を満たす限り、加盟国は次のようにしても良い:

- プロデューサらにそのようなスキームを設立させる;
- 他の事業者にそのようなスキームに参加させる;
- 既存のスキームを維持する。

4.2.1.2 産業用バッテリー

産業用バッテリーのプロデューサ、あるいはその代理を務める第三者は、エンド・ユーザーからの使用済みの産業用バッテリーの引き取りを拒否してはならない。^{†7}

独立した第三者も産業用バッテリーの回収を行っても良い。

^{†4} 著しく大容量のコンデンサで、ある種の状況で、バッテリーと同様の目的で用いられることがある。ウルトラ・キャパシタとも呼ばれる。

^{†5} 水銀を含むボタン電池に対する除外は 2015 年に期限切れとなった。

^{†6} コードレス電動工具用のバッテリーのカドミウムの含有に関する除外は 2016 年に期限切れとなった。

^{†7} 使用済みのバッテリーをプロデューサが直接、あるいは販売網を通じて回収し、適格なリサイクル業者に引き渡してリサイクルを依頼するような対応が必要となりそうである。基本的には回収やリサイクルの費用はプロデューサの負担となるだろうが、エンド・ユーザーとのあいだで費用負担についての取り決めがあれば別の形での費用負担も許容される (§4.3)。

4.2.1.3 自動車用バッテリー

回収が廃自動車 (ELV) 指令 2000/53/EC^[4] のスキームで行なわれない場合、加盟国は自動車用バッテリーのプロデューサか第三者にエンド・ユーザーやその近くのアクセス可能な回収ポイントからの使用済みの自動車用バッテリーの回収のためのスキームを設立させる。

個人の、非商用の車両からの自動車用バッテリーについては、そのようなスキームは使用済みのバッテリーの排出に際してエンド・ユーザーにいかなる料金も負担させても、また新しいバッテリーを購入する義務を課してもならない。^{†8}

4.2.2 機器に組み込まれたバッテリーの取り外し

バッテリーが組み込まれた機器^{†9}は使用済みのバッテリーを容易に取り外せるように設計する。^{†10}

エンド・ユーザーが容易に取り外せない場合、製造業者と無関係な専門家が容易に取り外せるように設計する。

バッテリーが組み込まれた機器には、エンド・ユーザーか専門家がバッテリーを安全に取り外す方法を、また適切な場合は機器に組み込まれたバッテリーのタイプを記載した指示書を添付する。

この要求は安全上、性能上、医療上、あるいはデータの完全性の理由から機器とバッテリーの恒久的な接続が必要な場合は適用されない。だが、そのような機器も、結局はその機器が廃棄物として回収された後に処理施設などでバッテリーを取り外すことになりそうである。その回収とリサイクルをプロデューサ自身のみが行なう場合以外は第三者の処理施設でもバッテリーの取り外しを安全に行なえるようにすることは必要となりそうである。

植え込み型^{†11}の、あるいは感染性の医用機器^{†12}は

^{†8} 商用の車両からの自動車用バッテリーについては、エンド・ユーザーとのあいだで費用負担についての取り決めがあれば別の形での費用負担も許容される (§4.3)。

^{†9} WEEE 指令 [3][5] で言うところの電気・電子機器 (EEE)。

^{†10} 廃電気・電子機器 (WEEE) は WEEE 指令 [3][5] に従って回収され、処理されるが、WEEE 指令ではバッテリーは WEEE から分離してバッテリー指令に従って取り扱うように規定されている。WEEE からのバッテリーの取り外しは、エンド・ユーザーが行なえる場合は回収に出す前にエンド・ユーザーが行ない、さもなくば WEEE に組み込まれたまま回収に出された後で処理施設が行なうことになるだろう。

^{†11} 例えばペースメーカーのような。

^{†12} 医用機器の感染性となる部分にバッテリーが組み込まれている場合、感染性廃棄物としての処理が必要となるため、一般の廃棄物のような形で回収してリサイクルを行なうことはできない。だが、植え込み型以外の医用機器で感染性となる部分にバ

この要求の対象とならず、それに組み込まれたバッテリーは分離やリサイクルの要求の対象ともならない。

4.2.2.1 バッテリーが組み込まれた機器の例

外部からの電源の供給なしに動作させられる機器の多くは交換可能な、あるいは機器に組み込まれたバッテリーを利用している^{†13}が、そのようなものではバッテリーが使用されていることはわかりやすいであろう。

だが、バッテリー電源で動作する機器以外でも組み込みの時計 (RTC) の駆動やメモリのバックアップ (設定の保持) などのために小さいバッテリーを内蔵していることも珍しくなく、この種の見落とされ勝ちかも知れない。^{†14}

このようなバッテリーは基板上のソケットに取り付けられるか基板にはんだ付けされていることが多いが、パッケージに埋め込まれていて外観からはわかりにくいこともある (図2、図3)。



図 2: 基板に実装されたバッテリーの例

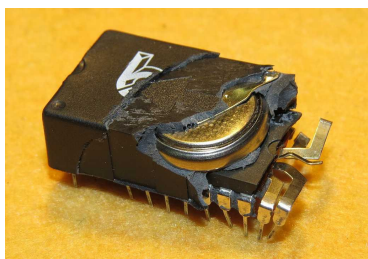


Photo: Sergei Frolov, Soviet Digital Electronics Museum, Licence: CC BY-SA 4.0

図 3: バッテリーが埋め込まれた電子部品の例

†13 充電式の機器でバッテリーの代わりにスーパー・キャパシタ^{†4}を用いたものなどもあり、そのような機器全てがバッテリーを用いるわけではない。

†14 設定の保持はバッテリーが不要な NVRAM (非揮発性メモリ) で行なわれていることもあるが、時計 (RTC) が組み込まれていればほぼ確実にバッテリーも組み込まれている筈である。

4.2.3 処理

回収したバッテリーは少なくとも全ての液体と酸を除去した上で規定された割合以上をリサイクルすべきであり、特に産業用バッテリーと自動車用バッテリーについては埋設や焼却による処分は禁止となることが明示されている。

4.3 費用負担

バッテリーのプロデューサ、あるいはその代理を務める第三者は次の費用を負担する:

- 回収された全ての使用済みバッテリーの回収、処理、リサイクルのための費用;
- 使用済みのポータブル・バッテリーの回収、処理、リサイクルに関する公報活動の費用。

但し、産業用バッテリーや自動車用バッテリーのプロデューサとユーザーは別の費用負担を取り決めても良い;

但し、国によっては、非常に少量のバッテリーのみを供給するプロデューサ^{†15}はこの費用負担の要求の適用を免除されるかも知れない。

既に運用されている回収/リサイクル・スキームを利用可能な場合、そのスキームに参加して費用を拠出することでこの費用負担の、また回収/リサイクルの義務を果たすことができるかも知れない。

具体的にどのような方法を利用可能かは国に、またバッテリーの種類などに依存する可能性もあり、個別の確認が必要となりそうである。^{†16}

新しいポータブル・バッテリーの販売に際して、回収、処理、リサイクルのコストをエンド・ユーザーに別に提示してはならない。

4.4 登録

バッテリー (バッテリーを搭載した機器や車両を含む) を EU 加盟国の市場に出すプロデューサは、各加盟

†15 バッテリーの流通量が非常に少なく、費用の負担を求めなくても回収/リサイクル・スキームの適切な運用を妨げないと判断された場合。

†16 各国の事業者、特にプロデューサとしての責任を持つ者は既に必要な情報を把握しているかも知れず、あるいはそのような情報をその国の当局や業界団体などから得ることができるかも知れない。

国の当局かその任命を受けた登録機関にバッテリーのプロデューサとして登録することが必要となる。

この登録に際しては以下の情報を提示する:

- プロデューサの名前、また (該当する場合) その加盟国で用いるブランド名;
- プロデューサの住所など: 郵便番号と住所、URL、電話番号、担当者、(利用可能ならば) ファクシミリ番号とメール・アドレス;
- そのプロデューサが市場に出すバッテリーの種類の情報: ポータブル・バッテリー、産業用バッテリー、あるいは自動車用バッテリー;
- プロデューサがその責任をどのようにして果たすかの情報: 個別の、あるいは合同のスキーム;
- 登録の申請日;
- 欧州納税者番号や国家納税者番号を含む、プロデューサの登録番号 (任意);
- 提出された情報が真正なものである旨の宣言。

登録された情報に変更があった場合は変更から1ヶ月以内に変更手続きを行なう。また、プロデューサがその加盟国でプロデューサとしての役割を終えた場合は登録の抹消のための手続きを行なう。

登録の窓口や手続きなどは各加盟国で定められる。^{†16} 場合によってはこの登録は他の (おそらくは WEEE 指令^{[3][5]} や ELV 指令^[4] に関連する) 登録と同時にすることも可能かも知れない。

4.5 表示

バッテリーには以下の情報を見やすく、読みやすく、また消えないように表示する:

- バッテリーを分別回収すべきことを示すシンボル (図4)。

このシンボルはバッテリーの最大の面の少なくとも 3 % の面積を、円筒形のバッテリーの場合はバッテリーの表面積の少なくとも 1.5 % の面積を占めなければならない。但し、いずれの場合も 5×5 cm 以上とする必要はない。

バッテリーの寸法が小さく、シンボルの大きさが 0.5×0.5 cm よりも小さくなる場合は、バッテリー上にそのシンボルを表示する必要はない。そ

のような場合、その包装 (バッテリーが機器に組み込まれている場合はその包装) に少なくとも 1×1 cm の大ききでそのシンボルを表示する。

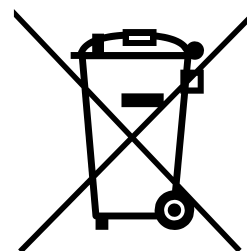


図 4: バッテリーを分別回収すべきことを示すシンボル (バッテリー指令^[1] Annex II)

- 該当する場合、上記のシンボルの近くに表示された、含有する重金属成分を示す以下の元素記号:

- 水銀が 0.0005 % を超える — Hg^{†17}
- カドミウムが 0.002 % を超える — Cd
- 鉛が 0.004 % を超える — Pb

- ポータブル・バッテリー、及び自動車用バッテリーの場合、バッテリーの容量。^{†18}



図 5: 表示の例 (1)

4.6 ユーザーへの情報

加盟国は、主に公報活動を通じて以下の情報をエンド・ユーザーに周知する:

- バッテリーで用いられている物質の環境や人の健康への潜在的な影響;

^{†17} これに該当するバッテリーの販売は既に禁止されている (§4.1)。

^{†18} 容量の測定や表示の方法は Commission Regulation (EU) No 1103/2010 で規定されている (§6.1)。



Photo: Solomon203, Licence: CC BY-SA 4.0

図 6: 表示の例 (2) — 右側に図 4 のシンボルと “Pb” が、左側に容量が表示されている

- 使用済みのバッテリーを無分別の廃棄物として処分しないことの、また処理とリサイクルを容易にするための分別回収に参加することの価値;
- ユーザーが利用可能な回収/リサイクル・スキーム;
- 使用済みのバッテリーのリサイクルへの寄与におけるユーザーの役割;
- §4.5 で示したシンボル (図 4) と元素記号 (Hg, Cd, Pb) の意味。

加盟国は事業者に上記の情報の一部もしくは全ての提供を要求しても良い。^{†19}

使用済みのバッテリーの引き取りをディストリビュータが行なう場合、ディストリビュータはその販売拠点で使用済みのポータブル・バッテリーを処分できることをエンド・ユーザーに伝えることも必要となる。

また、バッテリーが組み込まれた機器の添付文書には、エンド・ユーザーが専門家がバッテリーを安全に取り外す方法も、また適切な場合は機器に組み込まれたバッテリーのタイプも記載する。

5 用語

5.1 事業者

5.1.1 プロデューサ

遠隔通信の手段を含め、販売手段に関わらずバッテリー、あるいはバッテリーを含む機器や車両を業とし

^{†19} 例えば小売店は店頭への掲示などを要請されるかも知れない。

てその加盟国^{†20}の領域内の市場に最初に出す加盟国内の任意の者。

5.1.1.1 バッテリー・プロデューサとなる者の例

- EU 加盟国内のバッテリー製造/輸入業者がバッテリーを小売店に売り、小売店はその国の中で顧客 (エンド・ユーザー) に売る
 - EU 加盟国内のバッテリー製造/輸入業者
- 小売店が他の国で購入したバッテリーを EU 加盟国内で売る
 - 小売店
- EU 加盟国内の機器/自動車の製造業者がその加盟国内のバッテリー製造/輸入業者からバッテリーを購入し、それを搭載した機器/自動車をその加盟国内で販売する
 - バッテリー製造/輸入業者
- 機器/自動車の製造/輸入業者が他の国で購入したバッテリーを機器/自動車に搭載し、EU 加盟国内で販売する
 - 機器/自動車の製造/輸入業者
- ある企業が EU 加盟国内の関連会社のためにバッテリーを EU 以外の国から購入する
 - EU 加盟国内の関連会社
- バッテリーやバッテリー・セルが EU 加盟国内でバッテリー・パック組み立て業者に販売され、そのバッテリー・パックが同一の加盟国内で販売される
 - バッテリー・パック組み立て業者
- EU 加盟国内のバッテリー製造業者がその加盟国内の OEM 供給先にバッテリーを販売し、そのバッテリーが同一の加盟国内で OEM 先のラベルを付けて販売される
 - OEM 供給先 (自らのブランドを表示する者)

^{†20} EU ではなくその加盟国の市場であることに注意。例えばある国の小売業者が EU の他の国の市場で仕入れたものを販売する場合、その小売業者がその国の市場に出すことになり、従ってその小売業者がプロデューサとしての責任を持つことになる。これは EU 外からの輸入の場合も同様で、例えばある EU 加盟国にある代理店が EU 外から輸入した製品を各 EU 加盟国の流通業者に供給するような場合、代理店がある国ではその代理店が、その他の国ではそれぞれの流通業者がプロデューサとしての責任を持つことになりそうである。

5.1.2 ディストリビュータ

バッテリーをエンド・ユーザーに業として提供する任意の者。

5.2 バッテリーの種類

5.2.1 ポータブル・バッテリー

密閉型で、手で持つことができる、産業用バッテリーでも自動車用バッテリーでもない任意のバッテリーやバッテリー・パック

5.2.1.1 ポータブル・バッテリーの例

例えば、乾電池や同様の形状の二次電池、ボタン電池やコイン電池、携帯電話、ノート型コンピュータ、電動工具などで用いられるようなバッテリー・パックなど。

機器に組み込まれていて容易に交換できないものも含む。

5.2.2 自動車用バッテリー

自動車のスタータ、ライト、あるいはイグニッションの電力のために用いられる任意のバッテリー

5.2.2.1 自動車用バッテリーの例

例えば、12 V や 24 V の鉛蓄電池。

電気自動車やハイブリッド電気自動車の動力用のバッテリーは上記の定義から自動車用バッテリーには該当せず、産業用バッテリーに分類される。

5.2.3 産業用バッテリー

産業用として、あるいは専門家による使用のために設計された、あるいは任意のタイプの電気自動車や用いられる任意のバッテリー

5.2.3.1 産業用バッテリーの例

例えば、特にその用途で設計された、電気自動車や産業用の電動車両（搬送用車両など）などの動力用

のバッテリー^{†21}、鉄道車両や航空機に搭載されるバッテリー。

汎用のバッテリー（例えば一般向けのポータブル・バッテリーや自動車用のバッテリー）を利用した場合、それがどのような機器で使用されたかに関わらず、これに該当しない。

6 補足

6.1 二次規則

バッテリー指令に関連して、現時点で次のような二次的な規則が出されている：

- *Commission Decision 2008/763/EC establishing, pursuant to Directive 2006/66/EC of the European Parliament and of the Council, a common methodology for the calculation of annual sales of portable batteries and accumulators to end-users*

(ポータブル・バッテリーの年間販売量の算出について)

- *Commission Decision 2009/851/EC establishing a questionnaire for Member States reports on the implementation of Directive 2006/66/EC of the European Parliament and of the Council on batteries and accumulators and waste batteries and accumulators*

(バッテリー指令の実施状況に関する加盟国からの報告について)

- *Commission Regulation (EU) No 1103/2010 establishing, pursuant to Directive 2006/66/EC of the European Parliament and of the Council, rules as regards capacity labelling of portable secondary (rechargeable) and automotive batteries and accumulators*

(ポータブル・バッテリーと自動車用バッテリーの容量の表示について)

- *Commission Regulation (EU) No 493/2012 of 11 June 2012 laying down, pursuant to Directive 2006/66/EC of the European Parliament and of the Council, detailed rules regarding the calculation of recycling efficiencies of the*

^{†21} 電気自動車やハイブリッド電気自動車は大容量の動力用のバッテリーの他にその他の電装品のための低圧電源用のバッテリー（典型的には 12 V の鉛蓄電池）を搭載することが多いが、前者は産業用バッテリー、後者は自動車用バッテリーに該当し、異なる要求が適用される。

recycling processes of waste batteries and accumulators

(使用済みのバッテリーのリサイクル・プロセスの
リサイクル率の算出について)

- 使用済みの機器の処分の方法、例えば利用可能な回収スキーム;
- その記載が適切な場合、§4.6 で示したような情報。

6.2 バッテリー指令の見直し

バッテリー指令の見直しが進められており^[6]、近い将来、現行のバッテリー指令とはかなり異なる新しい規則が出されるかも知れない。

6.3 EU 外の製造業者の対応

バッテリーそのものを供給する場合のみでなく、バッテリーが搭載された機器や車両を EU 加盟国に供給する場合もバッテリー指令の対象となる。

だが、そのような機器や車両を EU 外から輸入する場合、EU 外の (例えば日本国内の) 製造業者はバッテリー指令で言うところのプロデューサには該当せず、バッテリー指令の上でのプロデューサとしての責任はその機器や車両をその国の市場に出す者、例えば各 EU 加盟国内の輸入業者が持つことになる。

このような場合、EU 外の製造業者自身はバッテリー指令の上での義務の対象にはならないものの、少なくとも次のような対応は考えた方が良いかも知れない:

- 搭載されているバッテリーがバッテリー指令での有害な物質の使用の制限 (§4.1) に抵触しないことを確認する;
- その製品にバッテリーが搭載されている旨、また搭載されているバッテリーの種類などに関する情報を輸入業者らに伝える;
- バッテリーの取り外しやリサイクルを適切に行なうために必要な情報がある場合、その情報を文書化して輸入業者らに伝える;
- 添付文書を製造業者側で用意する場合、必要に応じて以下の情報も記載する:
 - 機器にバッテリーが組み込まれている場合、エンド・ユーザーか専門家がバッテリーを安全に取り外す方法、また適切な場合は機器に組み込まれたバッテリーのタイプ;

使用するバッテリーが普通に流通しているもの (例えば乾電池や自動車用鉛蓄電池のような、あるいは一般に市販されているバッテリー・パックのような) で、容易に交換可能な場合、可能であれば、それを製品に組み込んで、あるいは添付して輸出する代わりに、その国で購入したバッテリーを用いる (ユーザーに購入してもらい、あるいは輸入業者らとその国で購入したバッテリーを製品に添付する) ようにすることも考えると良いかも知れない。

この場合、バッテリーをその国の市場に出した者がバッテリーのプロデューサとなり、バッテリーをユーザーが購入した場合は勿論、その機器や車両の輸入業者らとそのバッテリーを購入して添付した場合であっても、その輸入業者らはバッテリーのプロデューサとしての義務を負う必要はなくなるであろう。

7 参考資料

- [1] *Directive 2006/66/EC of the European Parliament and of the Council of 6 September 2006 on batteries and accumulators and waste batteries and accumulators and repealing Directive 91/157/EEC*,
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX%3A32006L0066>
- [2] *Frequently Asked Questions on Directive 2006/66/EU on Batteries and Accumulators and Waste Batteries and Accumulators*, European Commission, 2014,
https://environment.ec.europa.eu/topics/waste-and-recycling/batteries-and-accumulators_en
- [3] *Directive 2012/19/EU of the European Parliament and of the Council of 4 July 2012 on waste electrical and electronic equipment (WEEE)*,
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=celex%3A32012L0019>
- [4] *Directive 2000/53/EC of the European Parliament and of the Council of 18 September 2000 on end-of life vehicles*,
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=celex%3A32000L0053>
- [5] WEEE (廃電気・電子機器) 指令 2012/19/EU の概要, 株式会社 e・オータマ, 2021,
<https://www.emc-ohatama.jp/emc/reference.html>

[6] *Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council concerning batteries and waste batteries, repealing Directive 2006/66/EC and amending Regulation (EU) No 2019/1020 (COM/2020/798 final),*

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX%3A52020PC0798>